

財理第1264号

平成18年3月31日

日本銀行総裁 殿

財務大臣 谷垣 禎一

個人向け国債に係る事務に関して必要となる基本的な事項について

個人向け国債の発行等に関する省令（平成14年財務省令第68号。以下「省令」という。）第4条第6項の規定に基づき、平成18年度中の個人向け国債の募集の取扱い、中途換金の取扱い、その他の取扱機関が行うこととなる個人向け国債に係る事務に関して必要となる基本的な事項を下記のとおり定めたので通知する。

については、同条第7項の規定に基づき、取扱機関になることができる者との間に、下記の事項を内容とする契約を締結するようお願いしたい。

なお、下記の事項のほか、その他の取扱機関が行うこととなる個人向け国債に係る事務に関して必要な事項は、貴行において定められたい。

記

1. 募集の取扱いに関する事項

- (1) 日本銀行は、財務大臣より省令第4条第8項の通知を受けた場合には、その要項を取扱機関に通知すること。
- (2) 日本銀行は、前記の通知をした場合には、取扱機関から財務省へ募集割当希望額を報告させること。
- (3) 日本銀行は、財務大臣が決定した募集割当額を取扱機関に通知すること。

- ( 4 ) 日本銀行は、取扱機関（省令第 4 条第 6 項第 1 号に規定する日本銀行との間に契約を締結した者に限る。）に募集割当額の範囲内で、募集期間に募集の取扱い及び応募予約の受付を行わせること。
- ( 5 ) 日本銀行は、募集期間終了後、取扱機関に応募金額を報告させること。
- ( 6 ) 日本銀行は、応募予約を受け付けた取扱機関に募集割当額の範囲内で、応募予約受付金額を報告させること。
- ( 7 ) 日本銀行は、払込期日に、取扱機関に前記の応募金額に基づいて払込金及び受入経過利子の払込を行わせること。

## 2 . 中途換金の取扱いに関する事項

日本銀行は、取扱機関が個人から中途換金に係る買取りを行った場合には、取扱機関から当該買取りを行った個人向け国債の買取りを日本銀行に請求させること。

## 3 . その他の取扱いに関する事項

日本銀行は、財務大臣が定めるところにより、募集発行事務取扱手数料及び中途換金事務取扱手数料を取扱機関に支払うこと。